

奈良市災害時における宿泊施設への避難支援業務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市において市民が避難を要する災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、指定避難所における感染症等への感染リスクの不安解消を図るとともに、ひとつの避難所に集中することなく、分散して避難することを目的として、旅館、ホテル等（以下「宿泊施設」という。）の空室を一律の料金で利用するために必要な事項を定めるものとする。

(対象の災害)

第2条 この要領において対象とする災害は、暴風、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りなどの風水害、その他の災害及び個別の避難を必要とする住宅火災等とする。

(避難者)

第3条 この要領において対象とする避難者は、市内に住所を有している者で宿泊施設への避難を必要とする者とする。

(宿泊施設)

第4条 この要領において対象とする宿泊施設は、旅館業法第2条第2項の「旅館・ホテル営業」を行う施設で、次の各号の全てに該当する施設とする。

- (1) トイレ及び浴室を備えた個室を提供できること。
- (2) 旅館業法第6条第1項の宿泊者名簿を備えていること。
- (3) 曜日等にかかわらずチェックイン・チェックアウトの対応ができること。
- (4) 次の感染症対策を講じることができること。
 - (ア) 避難者のためのマスクの準備及び消毒液の備置
 - (イ) 従業員のマスク着用、手指の消毒、日々の検温等健康管理の徹底
 - (ウ) 複数の者が手指等で接触する機会が多い物品等の表面の定期的な消毒
- (5) 避難のための利用が可能な客室数及び人数について定期的な情報提供ができること。
- (6) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に立地していないこと。

(利用手続き)

第5条 宿泊施設の利用に当たっては、本市は宿泊施設と避難支援に係る業務委託契約を締結するものとする。

- 2 台風の接近や大雨警報の発表等の状況に応じて、本市の災害警戒本部等が避難のための宿泊施設の利用を決定した場合は、業務委託契約を締結した宿泊施設に利用する旨を連絡し、利用の可否並びに利用可能な室数及び人数等を照会する。
- 3 本市は、前項による照会で宿泊施設から報告を受けた後、利用する宿泊施設を決定し当該宿泊施設に利用する旨を連絡する。
- 4 本市は、避難のため利用可能な宿泊施設の名称、所在地、利用可能室数等の情報を市民に周知する。

- 5 避難者は、宿泊施設に対し避難目的であることのほか、利用日時、室数及び人数等を宿泊施設に電話で直接伝えて予約をしたうえで宿泊施設を利用する。

(利用の終了)

第6条 本市の災害警戒本部等が災害のおそれが低減したと認めた場合は、宿泊施設に避難のための利用を終了する旨連絡するものとする。

- 2 前項の連絡があったときは、宿泊施設は避難者に避難のための利用が終了した旨を伝えるものとする。

- 3 宿泊施設は、前項の利用終了後速やかに、避難のために宿泊施設を利用した日時、人数等を書面で本市に提出するものとする。

(費用負担)

第7条 宿泊施設は、第5条の業務委託契約に基づき委託料として本市に費用を請求するものとする。

- 2 委託料は、避難者1名につき1回当たり6,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

- 3 避難者は、避難者1名につき1回当たり1,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を宿泊施設に支払うものとする。なお、宿泊施設が入湯税の課税対象である場合は、別途入湯税を宿泊施設に支払うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。